

事務連絡
令和3年8月5日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ニュージーランド産はちみつのグリホサート及びベトナム産ドリアンのプロシミドン)

標記については、令和3年1月8日付け薬生食輸発0108第1号によりニュージーランド産はちみつのグリホサートについて、令和3年6月18日付け薬生食輸発0618第1号によりベトナム産ドリアンのプロシミドンについて、検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ニュージーランド産はちみつ及びその加工品について、グリホサートに係る検査命令を、ベトナム産ドリアン及びその加工品について、プロシミドンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和3年8月4日現在のはちみつのグリホサートに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 食品環境検査協会
一般財団法人 新日本検定協会

令和3年8月4日現在のドリアンのプロシミドンに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 食品環境検査協会
一般財団法人 新日本検定協会
一般財団法人 東京顕微鏡院